

同船は大正十四年八月三十日北米に向け三池を出帆したるに同日再び引返したる、よつて翌三十一日大牟田警察署は再び嚴重に船内を捜査せる結果、石炭庫より密航者二十六名(内一名死亡)を發見し二等機関士を主謀者として船長外乗組員三名を拘引せり。

かくて同船は九月六日再び三池を出帆北米に向ひ十月十七日バンクーバー發内地に向け歸航中十一月六日暴風雨の爲め船體の要部を破壊し續航の見込みなく十一月二十四日ホノル、港に引返へし修理に着手せり。

本船は日本出帆の直前船長及二等運轉士が新に乗船せし以來問題多く會社より送金せる乗組員の給料も十月及び十一月に亘り不拂に成り居るため、船員の不平を誘發し遂に甲板部一同聯合して遭難手當一ヶ月分を要求し、本船の假修繕に就ては航海の危険を感じるこの理由を以つて是非完全なる修理を希望する旨要求するに至れり。會社にては豫て復雜せる事情を有せる本船の調査が進揚するに従ひ、船長及び二運其他一二名を内地にて交代せしむる必要を認め、また該事件發生以來船員の職業紹介を本組合に契約せる關係上普通船員調停の必要あるべき事を豫想し組合本部より本村常務部員同行する事となり。

然るに一行為の著味するや形勢一變し遭難手當二ヶ月分其地支給方を主張し新船長の不信認を企て如何に條理を盡し懇諭せられどもきかず、遂に同盟決議書を提出罷業を斷行し事件は益々紛糾混亂容易に收拾する能はざる感ありしも、萬船長及び二運の召返ミ派遣員の努力に依り事件を組合に一任すること、成り給料一ヶ月分の外二割内外の増金を加へ見舞金として支給し漸く解決し内地に向ひ内地を出帆し内地歸着と同時に一同を下船せしめたり。該件は普通船員以外の方面に復雜せる事情の潜在するもの、如し。

(九) 近海郵船減員抗議

大正十四年一月以來會社は經營困難を理由として一隻に一人乃至八人(十二人減員一隻當口九)の範圍に於て減員を企て本組合の意見を問合はせ來れり。之れに對し組合は現在に於てさへ尙且つ手不足を感じ居り殊に親會社たる日本郵船會社が今尙一割の配當を實行する今日に於て前記の減員は絶対に不可なる旨を主張したり。然るに其後會社は殆んミ全部備船を解約し社船の繋船を断しても尙且つ減員斷行の決心を示したるを以つて濱田支部長急ぎ上京島村社長に對し強硬なる交渉の結果甲板兩部は絶対に本員を減せず唯見習のみの減員に止め、司厨部は客船を主とし或程度に於て本員をも減する。こゝなり一先づ解決したり。

(十) 北海道近海郵船待遇改善

豫て懸案中の北海道沿岸航路船の船員給料を同社東廻り船員の待遇と同一に改正し、大正十四年七月一日より實施する旨會社より通知ありたる旨も函館出張所より通知ありたり。

(十一) 満珠丸の件

大正十四年十一月同船々主鈴木商店は採算上の理由を以つて甲板一名、機部三名を減員なす外、航海手當及び危険手當を五割に減給する問題起りしも結局下船者には其月の給料一ヶ月分の手當にて下船することに解決せり。

(十二) 大東丸の件

同船々主は大正十四年五月以降の荷役賃金貳千五百圓也及び九月分給料不拂のため紛議起り交渉方依頼ありたるため、十月十日同船々主と會見し十二日九月分の給料を支給せしめしも荷役賃は二十一日支給する事を約せしに拘らずその當日となる